

派遣元・派遣先事業主の皆さまへ

労使協定方式において一般賃金を算定するために使用する令和6年度適用分の

「ハローワーク別地域指数」を訂正しました

派遣労働者の待遇を「労使協定方式」により確保する場合は、**派遣労働者の賃金を、従事する業務における一般労働者の平均的な賃金水準**（職種別の平均賃金に地域指数をかけた値）**以上とする労使協定を締結することが求められています。**（同一労働同一賃金）

労使協定締結の際に参照いただく地域指数は、厚生労働省が、令和6年度に適用されるものを公表していますが、そのうち、「ハローワーク別地域指数」に一部誤りがあることが分かり、**訂正を行いましたので、お知らせします。**

皆さまに、大変なご迷惑をおかけすることとなり、誠に申し訳ございません。

ハローワーク別地域指数の訂正後の値については、
[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。



ハローワーク別地域指数の訂正に伴う対応のお願い

派遣元事業主さま

労使協定方式により派遣労働者の待遇を決定している派遣元事業主のうち、**訂正前の「ハローワーク別地域指数」を参照して派遣労働者の賃金に関する労使協定を締結していた場合**においては、以下の対応をお願いします。

- **訂正後の「ハローワーク別地域指数」を用いた正しい一般賃金のご確認をお願いします。**
- 確認の結果、一般賃金を満たさない賃金額となっている場合、これを満たすよう、**労使で協議の上、令和6年9月30日までの間に労使協定の見直しをお願いします。**
（同日までは、現在の協定が有効ですが、こうした期日を設けた上で、都道府県労働局では、助成金の活用を含め、個々の派遣元の置かれた状況を踏まえた丁寧なサポートをさせていただきますので、できる限りお早めに見直しをお願いします。）
- 労使協定の改定後、派遣労働者に対し、**改定後の労使協定の周知と、変更後の労働条件の明示**をお願いします。

派遣先事業主さま

派遣元事業主から派遣料金に関する要請を受けた派遣先事業主においては、以下の対応をお願いします。

- 労働者派遣契約で定める派遣料金には、**派遣労働者の賃金**のほか、派遣元事業主において**適切な労務管理を行うために必要な経費**なども含まれています。
- 今般のハローワーク別地域指数の訂正に伴って労使協定の改定を行う派遣元事業主から**派遣料金の見直しの要請**がある場合は、派遣元事業主が適切な労務管理を行うことができるよう、協議に応じていただくよう、**配慮をお願いします。**

※このほか、[Q&A](#)もご参照ください。



派遣元事業主の皆さまへ

指数の訂正により対応が必要になるかチェックをお願いします

☐

はい

待遇決定方式は「労使協定方式」を選択している

☐

はい

地域指数は「ハローワーク別地域指数」を利用している

☐

はい

利用している「ハローワーク別地域指数」は
訂正前より訂正後の方が高い

(例：●●所 訂正前100.0 → 訂正後101.5)



[令和6年度適用局長通達
新旧表 \(PDF\)](#)

☐

はい

現在、締結中の労使協定に基づく賃金額が、
訂正後の「ハローワーク別地域指数」を利用
した場合の賃金水準より低い



[賃金比較ツール \(Excel\)](#)



令和6年9月30日までに労使協定の見直しをお願いします

(同日までは、現在の協定が有効ですが、できる限りお早めに見直しをお願いします)

☐

労使協定に定める賃金水準を確認

✓訂正後の通達で示された「ハローワーク別地域指数」を基にクリアすべき賃金水準の確認をお願いします。

☐

労使協定の見直し・再締結

✓労使で協議の上、労使協定の締結をお願いします。

☐

労使協定の周知等

✓派遣労働者に改定後の労使協定の周知と、変更後の労働条件の明示をお願いします。
✓毎年度提出いただいている労働者派遣事業報告書には、例年どおり、令和6年6月1日時点で有効の労使協定書を添付し、令和6年6月30日までに管轄の都道府県労働局に報告をお願いします。

その際、令和6年4月1日から労使協定の改定までの間について、新協定と現行協定との差を補うことについて、労使の話し合いにおいて検討していただけますよう、お願いします。

厚生労働省では、派遣労働者（令和6年度に働いたことがある方で既に離職された元派遣労働者を含みます。）に対して当該差分の支払いを行う派遣元事業主の方を対象とした支援策として、人材確保等支援助成金（派遣元特例コース）を創設しましたので、是非ご活用をお願いします。

労使協定に関する
お問い合わせ先
[各都道府県労働局](#)
(需給調整事業担当)



助成金の詳細について
は、[助成金特設ページ](#)
をご覧ください。

